

# 社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会（通称「社協」）とは？

➡「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」

※「社会福祉法」第109条より

「福祉」＝「ふだんの **く**らしの **し**あわせ」

➡「私たちが暮らしている町で、普段から皆さんが幸せに暮らすことを応援することを目的にする団体」

## 社会福祉協議会の特徴について

<社協の特徴>

- ・団体であるため、職員は公務員ではありません
- ・お金を稼ぐことを目的としない事業を行っています
- ・事業の内容は、社協職員だけでなく、地域の皆さんや福祉の団体を代表する皆さんと一緒に話し合っています



生活支援ボランティアの支援  
(暮らしの応援団の組織化)



外出困難な方を助ける活動を  
応援する(福祉有償運送事業)



福祉の情報を学ぶ  
(ボランティア講座実施)



福祉団体活動を応援する  
(助成金の交付など)

# 早島町内の地域福祉で目指すこと

第2次早島町地域福祉活動計画(令和3年度～令和6年度)「ほっとプラン2」より

## 基本理念

みんなで「創り」「広げ」「進める」支え合いのまちづくり

## 基本目標

1 暮らしを支える  
仕組みを創ろう  
(生活支援)

2 住民同士のつながり  
を広げよう  
(社会参加)

3 福祉への理解を  
進めよう  
(福祉啓発・教育)

## 活動目標

1-1

専門職による積極的な相談対応

1-2

地区内や町域での見守り活動の推進

1-3

地区内や町域での支え合い活動の推進

2-1

“集い”や“つながり”の場づくり

2-2

“居場所”や“社会参加”の場づくり

2-3

“つながり役”のつながりの場づくり

3-1

福祉活動の情報発信

3-2

福祉課題の発信と啓発促進

3-3

地域における福祉教育の推進

## <早島町社協での取り組み事例>

➢ わが町の暮らしの応援団活動  
➢ 高齢者給食サービス事業  
➢ 外出支援サービス事業 など  
※介護保険事業(居宅・通所・訪問)

➢ 地区福祉活動の支援  
➢ 福祉活動員の活動支援  
➢ ふれあいいきいきサロンの普及  
➢ 共同募金運動の実施 など

➢ 福祉教育の推進  
➢ ボランティアの普及啓発  
➢ 福祉ボランティア育成  
活動支援 など

# 福祉活動員とは？

福祉活動員とは？

- ➡早島町内29地区の各自治会町内会長から推薦され、早島町社協の会長が役割をお願いする「福祉ボランティア」です。  
※全国の市町村社協で独自に設置しています

<特徴>

- ・20～50世帯に一人を目安に活動していただいています
- ・一人暮らしの方や高齢者世帯など、気にかかる方の安否確認や話し相手、福祉情報の提供などを通した「見守り活動」と「気づきの連絡」をお願いしています

## 福祉活動員の活動について

●お願いしていること

- (1) 地区内の生活実態や福祉課題の把握（アンテナ役）
- (2) 見守り活動や専門機関への気づきの連絡（つなぎ役）
- (3) 地区内のサロン活動への参加や協力（活動の推進役）
- (4) 社協が行う地域福祉の取り組みへの協力（情報の案内）
- (5) 福祉知識や技能向上のための研修会等への参加

➡特に「見守り活動」と「気づきの連絡」が重要です。

➡万が一の異変に早期に気づき、適切なタイミングで必要な支援につなげることを目的にしています。

